

ポイント解説速報

IASB審議会、「会計方針の開示（IAS第1号及びIFRS実務記述書第2号の改訂）」を公表

国際会計基準審議会（以下、IASB審議会）は、2021年2月12日「会計方針の開示」（IAS第1号及びIFRS実務記述書第2号の改訂）を公表しました。本基準書は公開草案（ED/2019/6）「会計方針の開示（IAS第1号及びIFRS実務記述書第2号の修正案）」（2019年8月1日公表）について寄せられたコメントを踏まえ、審議を重ねた結果として公表されたものです。



本基準書のポイント

本基準書は、財務諸表の主要な利用者に対してより有用な情報を提供するように会計方針の開示を改善するため、IAS第1号「財務諸表の表示」及びIFRS実務記述書第2号「重要性の判断の行使」に関して、以下の改訂を行っています。

- IAS第1号の改訂により、開示しなければならない重要性のある会計方針かどうかを企業が判断するためのガイダンスが提供されています。
- IFRS実務記述書第2号の改訂により、重要性の概念を会計方針の開示に適用する際に参考となる設例が提供されています。

なお、IAS第1号の改訂は、2023年1月1日以後開始する事業年度に有効であり、早期適用が認められます。

I. 改訂の経緯

IAS第1号第117項は、企業に重要な会計方針の開示を要求しています。しかしながら、どのような会計方針が重要な会計方針であるかについては、主要な財務諸表利用者を含む利害関係者の間で見解が異なる場合があります。このため、企業が会計方針をより効果的に開示できるようにするための要求事項とガイダンスをIASB審議会が開発することに対する要望がありました。

II. 改訂の概要

改訂の概要は以下のとおりです。

1. **IAS第1号第117項で使用されている表現「重要な (significant)」を「重要性のある (material)」に置き換え、以下の記述に変更する。**
「企業は重要性のある会計方針に関する情報を開示しなければならない。会計方針に関する情報は、企業の財務諸表に含まれている他の情報と合わせて考えた場合に、一般目的財務諸表の主要な利用者が当該財務諸表に基づいて行う意思決定に影響を与えると合理的に想定される場合には、重要性がある。」
2. **IAS第1号第117A項を新設し、以下を明確化する。**
「重要性のない取引その他の事象又は状況に関連する会計方針に関する情報は、重要性がないため開示する必要はない。但し、関連する取引その他の事象又は状況の性質から、たとえ金額的重要性が低い場合でも、会計方針に関する情報に重要性がある場合がある。また、重要性のある取引その他の事象又は状況に関連する全ての会計方針に関する情報に重要性があるとは限らない。」
3. **IAS第1号第117B項を新設し、以下を明確化する。**
「財務諸表利用者が財務諸表の他の重要な情報を理解するために会計方針に関する情報を必要とする場合、当該会計方針に関する情報は重要性があると想定される。例えば、特定の会計方針が重要性のある取引その他の事象又は状況に関連し、かつ、下記に該当する場合、企業は当該会計方針に関する情報が財務諸表にとって重要性があると考える可能性が高い。
 - (a) 企業が報告期間において会計方針を変更し、当該会計方針の変更が財務諸表に含まれる情報に重要性のある変更をもたらした場合。
 - (b) 企業が投資不動産を公正価値ではなく原価で測定する選択肢を選択した場合のように、IFRS®基準により許容される選択肢から企業が会計方針を選択した場合。
 - (c) 具体的に適用するIFRS基準が存在しない場合にIAS第8号「会計方針、会計上の見積りの変更及び誤謬」に従って会計方針が策定された場合。
 - (d) 会計方針の適用にあたり、企業が重要な判断を下したり、仮定を置いたりすることが要求され、IAS第1号第122項及び第125項に従って当該判断や仮定を開示することが要求されている項目に関連する場合。
 - (e) 要求される会計処理が複雑で、企業の財務諸表の利用者がそれら重要性のある取引その他の事象又は状況を理解できない場合（そのような状況は企業が重要性のある取引の種類について一つ以上のIFRS基準を適用する場合に生じうる）。
4. **IAS第1号第117C項を新設し、以下を明確化する。**
「企業がIFRS基準の規定を自社の状況にどのように適用したかに焦点を当てた会計方針に関する情報は、定型的な記述やIFRS基準の要求事項を書き写し又は要約しただけの記述よりも、財務諸表の利用者により有用な企業特有の情報を提供する。」

5. **IAS第1号第117D項を新設し、以下を明確化する。**

「企業が重要性がない会計方針に関する情報を開示する場合、そのような情報は重要性のある会計方針に関する情報を覆い隠してはならない。」

6. **IAS第1号第117E項を新設し、以下を明確化する。**

「企業が会計方針に関する情報に重要性がないと結論付ける場合であっても、他のIFRS基準で要求される開示には影響しない。」

7. 会計方針に関する情報の4段階の重要性プロセスを説明することを目的として、IFRS実務記述書第2号に2つの設例を追加する。

(1) 設例S - 会計方針に関する情報の定型的な開示を避け、重要性に関する判断を行い、企業に特有の情報に焦点を当てる

<前提>

ある企業は、顧客に携帯電話端末を引き渡しデータサービスを提供する契約を締結する携帯電話事業を行っている。典型的な契約は、携帯電話端末とデータサービスを3年間にわたって顧客に提供するものである。企業はIFRS第15号「顧客との契約から生じる収益」を適用し、以下のように収益を認識している。

- 携帯電話端末の収益：顧客に提供した時点で認識
- データサービス提供の収益：3年間にわたって認識

企業は、収益の会計処理において行った以下の判断を開示する。

- 取引価格の履行義務への配分及び
- 履行義務を充足する時期

企業はこれらの契約から発生する収益が報告期間において重要性があると結論付けた。

<ガイダンスへの当てはめ>

企業はこのような契約から発生する (a) 携帯電話端末の売上収益、(b) データサービス提供収益が財務諸表にとって重要性があると結論付けたため、これらの契約の収益認識に関する会計方針にも重要性があるか評価した。

企業は、会計方針に関する情報を開示することの影響を、IAS第1号第117B項 (a) ~ (e) に照らして検討した。その結果、企業の収益認識の会計方針は、例えば、取引価格の履行義務への配分や収益認識時期など、会計方針の適用に際して企業が行う重要な判断に関連する (IAS第1号第117B項 (d))。

企業は、IFRS第15号第123項から第126項により要求されるIFRS第15号を適用するに際しての重要な判断情報の開示に追加して、財務諸表の主要な利用者は関連する会計方針情報を理解する必要があると考える。結果、企業は、そのような会計方針に関する情報が財務諸表の主要な利用者の意思決定に影響すると合理的に想定され得ると結論付ける。

例えば、取引価格の履行義務への配分を理解することは、取引の各構成単位がどのように企業の収益及びキャッシュ・フローに貢献するかを財務諸表利用者が理解するのに役立つ。また、一部の収益は一時点で認識され、一部の収益は一定期間にわたり認識されることを理解することは収益に関連するキャッシュ・フローがどのように報告されたかを財務諸表利用者が理解する際に役立つ。

また、企業特有の判断が行われていることから、重要性のある会計方針に関する情報はIFRS第15号の要求事項を企業が特定の状況にどのように適用したのかについての情報も含む。

この結果、収益認識の会計方針に関する情報は、重要性があると企業は判断し、取引価格の履行義務への配分や収益認識時期等の情報を開示する。

(2) 設例T - IFRS基準の規定を書き写していただだけの会計方針に重要性の判断を使用する

<前提>

ある企業の財務諸表において、有形固定資産は重要性がある。企業は無形資産又はのれんを保有せず、当事業年度及び比較期間において有形固定資産の減損損失を認識していない。前事業年度において、企業は、非流動資産の減損に関連する会計方針に関する情報をIAS第36号「資産の減損」を書き写す形で開示し、企業特有の情報を提供してなかった。

<ガイダンスへの当てはめ>

減損テストの対象となる資産を財務諸表にとって重要であると特定した後、企業は減損の会計方針に関する情報が重要であるかどうかを評価する。

評価にあたり、企業は、減損または減損の戻入れが現在または比較の報告期間に発生しなかったことを考慮する。したがって、企業が減損損失をどのように認識し配分するかについての会計方針に関する情報は、財務諸表の主要な利用者にとって重要である可能性は低い。同様に、企業には無形資産ものれんもないため、無形資産及びのれんの減損に関する会計方針に関する情報が財務諸表の主要な利用者にとって重要な情報を提供する可能性は低い。

しかしながら、会社の減損の会計方針はIAS第1号第122項及び第125項に記載される重要な判断及び仮定が要求される項目に関連している。企業の特有の状況を考慮して、その減損評価に関連する重要な判断及び仮定は、企業の財務諸表の主要な利用者の意思決定に影響を与えると合理的に想定され得ると結論付ける。企業は、重要な判断及び仮定に関する開示には、減損評価で使用された重要な判断及び仮定に関する情報がすでに含まれていることに留意する。

したがって、企業は、IAS第36号の要求事項の要約を減損に関する会計方針に開示することは、財務諸表の主要な利用者による意思決定に影響を与えると合理的に想定され得る情報を提供しないと結論付ける。一方、企業は、財務諸表の他の箇所企業が減損評価に適用した重要な判断及び仮定についての重要な会計方針に関する情報を開示する。

III. 移行措置及び適用日

本改訂は、2023年1月1日以後開始する事業年度に適用します。また、本改訂を早期適用することが認められます。早期適用する企業は、その旨を開示しなければなりません。

以上

編集・発行

有限責任 あずさ監査法人

azsa-accounting@jp.kpmg.com

ここに記載されている情報はあくまで一般的なものであり、特定の個人や組織が置かれている状況に対応するものではありません。私たちは、的確な情報をタイムリーに提供できるよう努めておりますが、情報を受け取られた時点及びそれ以降においての正確さは保証の限りではありません。何らかの行動を取られる場合は、ここにある情報のみを根拠とせず、プロフェッショナルが特定の状況を綿密に調査した上で提案する適切なアドバイスをもとにご判断ください。

© 2021 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

The KPMG name and logo are trademarks used under license by the independent member firms of the KPMG global organization.

コピーライト©IFRS® Foundationすべての権利は保護されています。有限責任 あずさ監査法人はIFRS財団の許可を得て複製しています。複製および使用の権利は厳しく制限されています。IFRS財団およびその出版物の使用に係る権利に関する事項は、www.ifrs.orgでご確認ください。

免責事項 適用可能な法律の範囲で、国際会計基準審議会とIFRS財団は契約、不法行為その他を問わず、この冊子ないしあらゆる翻訳物から生じる一切の責任を負いません。(過失行為または不作為による不利益を含むがそれに限定されない)。これは、直接的、間接的、偶発的または重要な損失、懲罰的損害賠償、罰則または罰金を含むあらゆる性質の請求または損失に関してすべての人に適用されます。

この冊子に記載されている情報はアドバイスを構成するものではなく、適切な資格のあるプロフェッショナルによるサービスに代替されるものではありません。

「IFRS®」、「IASB®」、「IFRIC®」、「IASB for SMEs®」、「IAS®」及び「SIC®」はIFRS財団の登録商標であり、有限責任 あずさ監査法人はライセンスに基づき使用しています。この登録商標が使用中および（または）登録されている国の詳細についてはIFRS財団にお問い合わせください。